



2024年12月12日

各位

会社名 黒谷株式会社  
代表者名 代表取締役社長 黒谷 暁  
(コード番号：3168 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員社長室長 黒谷昌輝  
兼管理部・原価管理室管掌  
(TEL. 0766-84-0001)

(変更)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」  
の一部変更のお知らせ

当社が2024年11月21日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付けの当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に際して、対象となる当社の執行役員及び従業員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更について決議を行ったため、2024年11月21日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更の箇所

変更箇所は\_\_\_\_\_で示しております。

(変更前)

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年12月20日
-------------	-------------

(後略)

2. 処分の目的及び理由

【本制度の概要等】

(前略)

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 5,810,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式 10,000 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

(後略)

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2024年12月20日～2028年1月5日

(後略)

(変更後)

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年12月 <u>30</u> 日
-------------	----------------------

(後略)

2. 処分の目的及び理由

【本制度の概要等】

(前略)

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 5,540,000 円 (以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式 10,000 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 3 年としております。

(後略)

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2024 年 12 月 30 日～2028 年 1 月 5 日

(後略)

以上